年 月 日

反社会的勢力排除に関する誓約書

株式会社オクムラ道路 御中

住 所会 社 名

代 表 者 ㊞

当社は貴社との取引に伴い、現在、暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋、社会運動標ぼうゴロ・特殊知能暴力集団・暴力団員でなくなってから５年を経過していない者等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」という)に該当しないことを表明し、以下の通り誓約致します。なお、当社は本誓約書にて誓約した事項について、本誓約書提出以前に当社・貴社間で締結した一切の契約および本誓約書提出以降に当社・貴社間で締結する一切の契約に適用されることを了承します。

１．当社は、当社・貴社間の取引および契約に際し、反社会的勢力に該当しないこと、並びに次の各号に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約します。

（１）反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係

（２）反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係

（３）自己、自社等もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用している関係

（４）反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供するなどの関係

（５）反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

２．当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを誓約します。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

（４）風説を流布し、偽計または威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

３．当社は、自らの下請または再委託先業者（下請または再委託先業者が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ）との関係において、次のとおりであることを誓約します。

（１）下請または再委託先業者が、第１項に該当せず、将来においても前各項に該当しないこと

（２）下請または再委託先業者が、前各項に該当することが判明した場合は、直ちに契約を解除し、または契約解除のための措置をとること

４．当社は、これら各項のいずれかに違反した場合、およびこの誓約書が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取引が停止され、もしくは契約が解除されても一切異議を申し立てないことを確約します。また、かかる取引停止および解除により貴社に損害が生じたときは、当社はその損害を賠償します。

以 上